

第10回公物管理分科会 議 事 録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 1 0 回公物管理分科会

日時：平成 22 年 1 月 29 日（金） 10：00～11：40

場所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 開 会

2. 国土交通省からヒアリング

- ・道路、河川・ダムにおける発注者支援業務等
- ・国営公園の維持管理業務

3. 林野庁からヒアリング

- ・国有林の間伐業務

4. 閉 会

<出席者>

（委員）

片山主査、逢見副主査、井熊専門委員

（政府）

田村内閣府大臣政務官

（国土交通省）

（河川局）

佐藤局長、細見河川課長、菖蒲流水管理室長

（道路局）

村山国道防災課道路保全企画室長

（大臣官房）

横山技術調査課長、伊勢田技術調査課建設システム管理企画室長、

野村地方課長、

（土地・水資源局）

井上総務課公共用地室長

（都市・地域整備局）

加藤局長、小林公園緑地・景観課長、藤吉公園緑地・景観課公園緑地事業調整官、丸尾公園緑地・景観課公園企画官、辻本公園緑地・景観課課長補佐

（林野庁）

島田林野庁長官、沼田国有林野部長、川端業務課長、鶴園業務課企画官

（事務局）

佐久間事務局長、上野参事官、山西参事官、森丘参事官、山谷企画官

○片山主査 おはようございます。それでは、定刻となりましたので、第10回「公物管理分科会」を開始したいと思います。

本日は、田村内閣府大臣政務官に御出席をいただいておりますので、まず政務官からごあいさつをお願いします。

○田村大臣政務官 おはようございます。内閣府大臣政務官の田村謙治でございます。

年明けから、この官民競争入札等監理委員会の担当になりました。大臣はそのまま仙谷大臣で、副大臣は古川副大臣から大塚副大臣に、そして、政務官が泉健太政務官から私に替わりました。どうぞよろしくお願いいたします。

そして、本日、第10回の公物管理分科会で、片山主査、逢見副主査、そして、井熊専門委員、御出席、誠にありがとうございます。そして、各省庁の皆さんもお忙しいところ、ありがとうございます。

政権が代わって、今回からいよいよ、この委員会においても相当力を入れていこう。政権が発足して間もない中で、仙谷大臣もすべてのことに手を回すことはできなかったという状況がございました。去年は、特に事業仕分けを始めとして、行政刷新会議の方で、そちらの方がかなり手一杯だったという状況はありましたけれども、年が明けて担当も替わって、この委員会・各分科会においても、それこそ事業仕分けのいいところも取り入れるといったことも考えながら、より実効的なやり方を取っていきたいと思っています。

勿論、委員会で各省庁の皆様からしっかりと御意見をお伺いして、そして、論点を浮き彫りにした後は、必要に応じて幾らでも政務三役レベルで折衝するということは当然のことと考えております。そこはこの委員会の、結局、平行線に終わって、それで終わりというようなことにならないように、仙谷大臣以下、大塚副大臣、そして、私は気合が十分に入っておりますので、ここでしっかりと論点を頭に入れて今後に挑んでいきたいと思っておりますのでございます。

そういった新しい体制での第1回でありますので、これをスタートに、そして、対象事業も約950億という、今までにない、旧体制にないような規模のものに取り組んでいく。広い意味で、我々民主党が訴えてきました、まさに税金の無駄遣いをなくしていく。この日本の財政状況もあります。大変重要なことだと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○片山主査 ありがとうございます。

今日は、国土交通省の道路、河川・ダムにおける発注者支援業務等、国営公園の維持管理業務、それから、林野庁の国有林の間伐業務について、それぞれヒアリングを行うことにしております。

まず、道路、河川・ダムにおける発注者支援業務などから御審議をお願いしたいと思います。

国土交通省からは、佐藤河川局長にお越しいただいておりますので、皆さん方、どうかよろしく願いいたします。

それでは、最初に公共サービス改革推進室の方から業務の概要と議論のポイントについて、とりあえず御説明をいただいて、それから議論をしたいと思います。

○山西参事官 公共サービス改革推進室の山西でございます。よろしくお願いいたします。お手元の資料1に基づいて、簡単に5分程度の説明をさせていただきたいと思っております。

1 ページ目は、今回の対象となる道路、河川・ダムが発注者支援業務等の概要を一覧にしたものでございます。

発注者支援業務等というものも、細かく見れば 10 業務ぐらいに国土交通省の方の分類で分かれています。それで、発注者支援業務として（１）～（４）、積算技術業務等が並んでおりまして、公物管理補助業務につきましては（５）～（９）、巡視支援業務とか、許認可審査支援業務等が並んでおります。そして（１０）として用地補償に関する技術業務があるのが現状でございます。平成 19 年度の実績としては、全体で 1,000 件を超える。また、金額にして、平成 19 年当時ですと 646 億円程度でございました。

後で説明させていただきますけれども、一つのポイントになるのは、仮に民間委託を進めていく場合に、複数年度契約での発注ができるのかどうか。これについて事前に国土交通省の御意見として伺っているのは、発注者支援業務として並んでいる 4 つの業務、また、用地補償総合技術業務としてある 10 番目のものが、単年度の契約以外はなかなか困難なのではないかということ承っているところでございます。

2 ～ 3 ページ目は、これまでのこの業務に関する経緯の説明資料でございます。

随意契約の見直しというものが平成 18 年 6 月ぐらいから言われ始めまして、衆議院予算委員会で取り上げられたり、その後、いろいろと国土交通省の方でも見直しがよく行われている。そういう中ではございますけれども、財務省の予算執行調査では、まだ民間参入が進んでいない。また、昨年 11 月の行政刷新会議の評価コメント、これは後ろに別紙 2、別紙 3 として付けておりますけれども、入札形態の見直しということの御指摘を受けていたというものでございます。

3 ページ目の 3. と 4. には、入札方式の変遷と落札状況についての説明でございます。

集中が見られるという中で、5. が関連公益法人の概要についてということで、ここにおきましては、今、沖縄と北海道は除いてありますけれども、8 つの地方整備局の近くにある建設弘済会等という財団法人に業務が集中しているということが国会等で議論されているということでございます。

そういう中で、現在の契約期間は、これまで単年度契約でやってきたというものでございます。

4 ページ目の御説明に移らせてもらいますけれども、現在の段階での内閣府の公共サービス改革推進室での議論のポイントとして並べさせていただいているものが（１）～（５）でございます。

（１）といたしましては、内閣府としては今まで単年度でやってきたものですから、一番早いものでは平成 23 年度からの公共サービス改革法に基づく民間競争入札が可能なのではないか。

（２）といたしまして、先ほど少し説明させていただきました点ですけれども、なかなか発注者支援業務と用地補償総合技術業務というものは複数年度契約が困難ということが言われているわけですけれども、民間の建設コンサルタント業者等からの意見といたしますと、まず国民のためということで、入札の価格を引き下げて、しかも民間参入を拡大するというためには、初年度の投資の負担がかなり大きい。そういうことから言いますと、複数年度契約でやる。これが欧米とかでやっている例からしても通常のやり方ではないかという御意見がある。

もう一つとして、実際の入札手続で、これは官庁側もかなり膨大な資料を各地方整備局のホーム

ページに載せているわけですが、民側の負担としてもかなり大きい。一方で発注ロットの見直しについては、民の方で中小企業への配慮がいろいろ言われているのは確かでございますけれども、手続を毎年やるというのはかなりコストがかかっているのではないかと。こういう意見があるものですから、やはり複数年度契約でできるように発注形態とかをどう見直していくのかということが一つの論点になると考えております。

(3) は、発注者支援業務等の年間発注件数が 1,000 件ある中で、それであれば、仮に公共サービス改革法の民間委託を進めるとする場合に、いかに監理委員会の審議対象としていくのか。一つの考え方は業務ごとに、先ほどの 1 ページの表でありますと、10 個の業務ごとの実施要項として束ねる。もう一つの考え方は地域割りということで、例えば地方整備局ごとに束ねるという考え方もあると思いますけれども、いずれにいたしましても、この監理委員会というものは最初の入札審査だけではなくて、事後チェックも行う機関でございますので、どのように競争制限的な条件をチェックしていくのか。そういう観点から、その束ね方を考えていくべきではないかという点でございます。

(4) で(3) にも関連していきますけれども、今、国土交通省さんの方で、この建設弘済会については株式会社化も検討されていると聞いております。そういう中でございますけれども、民間競争入札の改革は、内閣府のこの公共サービス改革推進室でもやっておりますが、やはり一者応札の問題等にどう取り組んでいくのかということも来ておりますので、仮に公共サービス改革法に基づく民間委託が実現する場合でもきちんとした事後チェックをやっていくべきではないかということ。

(5) でございますけれども、これは国土交通省さんの方から言われている話ですが、やはり後年度負担の予算措置等について、仮に内閣府の方も財務省に説明を求めるとことが国土交通省さんから行われた場合は、内閣府としても当然、それは最終的には政務三役も含めて財政当局に対して説明はすべきであると思っておりますし、あと、仮に官民競争入札等監理委員会を取り上げるべきということであれば、財政当局の方とも意見を監理委員会の方で行っていくべきではないかと。

そういう点をここで挙げさせていただいております。

以上でございます。

○片山主査 ありがとうございました。

それでは、以上の内容などにつきまして、国土交通省の方から御説明をお願いしたいと思います。おおむね 10 分ぐらいでお願いします。

○佐藤局長 座ったまま失礼いたします。河川局長でございますが、私の方から全体的な考え方を述べさせていただきまして、それで個別に御説明をさせていただきます。お手元の資料 2 をご覧いただきたいと思います。

1 ページ目をお開きいただきたいんですが、私どもの基本的な考え方で、河川関係につきましては資料の 1 ページにございます発注者支援業務の 3 つの事務で、平成 22 年度から先程 4 業務とあったもののうちの 2 つを工事監督支援業務に、1 つに統合しますので、都合 3 業務となります。それから、公物管理補助業務の中で、河川関係でございます下の 3 つ、河川巡視支援業務からダム・

排水機場管理支援業務。そして、大きな3つ目の○の用地補償総合技術業務。これらについては、公共サービス改革法に基づく民間競争入札を導入する方向で検討を進めてまいりたい。このように考えております。

○村山室長 道路局でございます。今、河川局長から御説明がありましたと同様、道路局の所管の事業につきましても、具体的に申し上げますと、道路の巡回、道路の許認可等の事業、あとは発注者支援業務、用地補償の関係、これらは共通業務でございますが、これも同様に公共サービス改革法の対象ということで検討を進めてまいりたいと考えております。

よろしくお願いいたします。

○横山課長 続きまして、2ページ以降で、入札契約制度の関係を技術調査課の方から御説明させていただきます。

2ページで、まず改革状況でございます。詳しい経緯は4ページの方でございますけれども、まとめたものが2ページでございます。

平成18年度まで、主に1ページにありました業務につきましては特命随意契約にて契約しておりましたが、その後、改革を進めてきております。19年度には公募手続に移行いたしました。更に20年度には企画競争、そして、価格と技術力の両方で評価する総合評価落札方式に一部試行ということでスタートいたしました。更に、21年度には総合評価落札方式を本格的に導入いたしまして、21年度は約半数が総合評価ということに移行してきております。

更に、今度は22年度予定でございますが、すべて総合評価落札方式、技術と価格、両方での評価に移行するというので、今、進めてきている状況でございます。

また「○応募要件」と書いてございますが、これは先ほど内閣府の方から御説明のあった資料にもありましたが、20年6月に民間の参入を考えておられる事業者の方々への、どういう点が改革が必要なのかというアンケート調査を行っておりますが、その中で1つ大きな点としてございましたものが、応募要件が非常に狭い。もう少し間口を広げる必要があるという御意見がございました。この辺を入れまして、発注機関の拡大。これは要するに国土交通省での仕事の実績ということだけではなくて、都道府県とか市町村とか、その他、いろんな機関がございますので、そういう機関での業務実績も認めるというふうに改善をしてきております。

また、業務分野の拡大といいますものは、特定の業務をやったことがあるということだけではなくて、その周辺業務でも構わないということで広げようということで緩和を行ってきております。

4ページをごらんいただきたいと存じます。一番上の段が、平成19年、20年、21年、22年と変遷を書いてございます。縦の方が、まず契約方式が上でございますが、これが先ほど申し上げた総合評価へ移行してきているということでございます。

それから、その次に応募要件の緩和等ということで、今、申し上げました発注の対象機関を拡大してきている。それから、業務分野を拡大してきているというものでございます。赤字が前年と比べて拡大してきている状況を示したものでございます。

その結果、4ページの一番下でございますが、これは関東地方整備局の事例でございますけれども、20年度の要件の付け方でまいりますと、これは工事監督支援業務を例にして表をつくってござ

いますが、その場合は関東地方整備局では、20年度のやり方ですと、民間企業が約40社、この業務をできる会社があるのに対しまして、21年度はかなり広げました。発注機関も広げましたし、業務も広げた結果、1,500社ぐらいの民間の会社が参入できるという状況をつくるように努力してきている状況でございます。

2ページに戻っていただきたいと思います。2ページがその入札契約の状況を、実際の結果を示したものでございます。

グラフは5～6ページにございますけれども、要約いたしますと、2ページの発注者支援業務です。これにつきましては、1つ努力いたしましたのが、民間企業の参画を促すための努力ということでございます。これは先ほどのアンケートの調査の中で、発注ロットが大き過ぎると人間の確保がなかなか難しいという御意見が多かったものですから、もう少しロットを小さくするという努力をしようというふうにいたしました。

その結果でございますけれども、民間の受注割合は、現在といいますか、21年度の状況では、約4割を民間が発注者支援業務については受注しております。また、金額で見ますと、19年度と21年度とを比較すると、24%から40%ということで拡大はしてきている状況でございます。

3ページで、公物管理補助業務の方でございます。これは道路とか河川の巡視等でございますが、これについてもロットの縮小は細分化してきておるわけでございますけれども、こちらはまだ全件数の2割が民間が受注しているという状況で、金額で見ますと8%から15%に拡大はしておりますけれども、先ほどの発注者支援業務と比べると、まだ率は低いという状況でございます。

更に用地補償の関係については、まだ民間の受注件数は少し少ないという状況でございます。

その辺をまとめましたものが5～6ページでございます。5ページが金額、6ページが件数で見たときのものです。左側の方が、実金額・実件数のグラフでございます。右の方は、その比率を描いたもので、公益法人等と民間に分けて、どのぐらいの率になっているかを示したものでございます。

それから、21年度は、一番下に注書きを書いておりますが、9月末時点の契約でございますので、20年度と21年度とを比較するときには、その辺は少し御留意をお願いしたいと存じます。

次に、7ページにまいりたいと思います。契約期間のお話でございます。先ほども内閣府の論点にもあったところでございますけれども、基本的に複数年度の契約期間を原則として検討を進めていきたいというふうに考えております。

ただし、発注者支援業務、用地補償総合技術業務につきましては、少し特殊な事情がございます。下の方に文章で書いてございますけれども、発注者支援業務というものは、工事を出したときに工事の監督をするとか、技術審査を協力するとか、そういう業務になりますので、どれだけの工事が出るかによって左右されるという要素がございます。

それで、毎年の予算、全体の予算も勿論ございますし、そのエリアでの予算によって工事費の変動もしてくるということでございますので、なかなか複数年度にするのが、そういう点で少し業務量・内容等を予見することが難しいという状況があるというふうに考えております。なるべく努力をしたいと思いますが、そういう御事情を御説明したいと存じます。

用地補償総合技術業務についても同様の理由で、それから、早急に事業用地を取得するというようなことでこの業務を出すというようなこともありますので、そういう意味で複数年を全部原則にするというのは難しい事情があるということでございます。

もう一点、この資料には書いてございませんが、先ほどの内閣府さんの資料の方の4ページの「7. 議論のポイント」のところでありました(3)で束ね方でございますけれども、私どもとして、今、一応、想定しておりますのは、1ページの発注者支援業務が3つ、それから、公物管理補助業務が5つ、用地補償総合技術業務が1つということで、1個くくりましたので9つになっておりますが、業務ごとに性格も違いますので、それぞれの業務単位でどういうふうに実施していくのかを考えていきたいと思っております。

説明は以上でございます。

○片山主査 ありがとうございます。

それでは、御質問とか御意見などをお願いします。

どうぞ。

○井熊専門委員 まず範囲なんですけれども、1ページの3つにくくっている中で、資料1にある品質検査業務が入っていないように思うんですけれども、それがどうなっているのかということが1点です。

あと、公物管理補助業務は民間でも比較的やりやすいのかなと思うんですが、発注者支援業務に対して民間への移転が進まない理由があれば是非聞かせてほしいということがあります。

もう一つは、これは質問というより私の意見なんですけど、やはり公共事業とか公共の発注に関しては官民で相当な入札コストがかかっているというようなことで、やはり件数においては中期的に削減していくというふうな目標を立てるのが妥当であろうと思います。

先ほどの御説明の中で、余り大きいと準備がということがありましたが、それはざっと大きくしていくという計画を立てれば、初めは小さくしてだんだん大きくしていくとすることができるわけですから、やはり中期的にはこういう件数を、例えば10年単位であれば発注ロットを3倍にして、それで発注年数を3倍にすれば10分の1に下げられるんです。そうすれば、例えば民間のコンサルタントというものは、普通は単年度でやると4分の1ぐらい遊んでいるわけです。初めの3か月ぐらいは受注しないで仕事をしていませんから、その分はコストとしてどこかではね返っているわけです。

ですから、そういうようなことで、やはり複数年度化していくとか、ロットを下げるということは官民に相当なコスト的なメリットがあると私は思っていますので、やはり年数とバインディングによって入札コストを下げていく。それは多分、結果的にどこかで発注額に反映していくと思いますので、その辺を目標に加えた方がいいのではないかと思います。

以上です。

○片山主査 それでは、続いて、どうぞ。

○逢見副主査 まず、論点の1でございますが、公共サービス改革法に基づく対象とするということで、この資料にはいつからというのが書いていないのですが、これは平成23年度からというこ

とで理解してよろしいかどうかということが1つです。

それから、公共サービス改革法に基づく「市場化テスト」、民間競争入札をやる場合には、まず要求水準がきちんと客観的なものとして示されること。これまでどのような形でやってきたかという情報がきちんと開示されること。それから、参入の要件が不当に民間の参入を制限するようなものがないかということによって、その競争がきちんと担保されるということなんです、ここはこれまでずっと公益法人が独占的に受注してきたという経緯がありまして、そういう、今、示したような懸念があるわけです。

資料で民間の事業者のアンケート結果を見ると、参加しなかった理由として、「管理技術者あるいは企業に求められる業務実績の要件が厳しかった」とあります。それで、先ほどの説明ですと、この要件の緩和を行ってきているということですが、しかし、実際に民間事業者はその要件がまだ厳しいという認識を持っているとすれば、まだ、こういったところが不十分なのではないかと思うわけですが、こうした応募要件の緩和について、今後、どのようにしていくのか。

その辺をお伺いしたいと思います。

○片山主査 いかがでしょうか。簡潔にどなたかわかればお願いします。

○横山課長 まず、品質検査業務と工事管理業務が抜けているように思うがという最初の御質問でございますけれども、この2つをまとめて、今後、工事監督支援業務にしていくということでございます。ですから、まとめた形になるということでございます。その辺は、内閣府の資料の1ページの下にも注意書きで書いていただいているところでございます。

2つ目の公物管理がなかなか進んでいないけれどもということでございます。確かに、私どももそういうふうに事実として認識しております。

これはどうしてかというのは、いろんな要素があるのかもわかりませんが、1つ私どもとして思っておりますのは、公物管理は行政の補助的な要素が結構ございます。現場に行って、巡回して、例えば不法占用とかそういうものを確認するとか、行政指導に結び付くようなことの状況確認をするというものがございますので、ある程度、行政的な知識に近いものがあつた方がしやすいというところがあります。

一方で発注者支援の方は、工事の積算とか監督ですから、こういうものはコンサルタントの方も得意にしている部分に近いというのもありますので、その辺の要素としてあると思っております。ただ、それも努力をしていこうということでございます。

それから、件数のお話でございます。これについてはおっしゃるように、ロットを小さくし過ぎないで大きくするということはいろんな意味で効率的とは思っております。ただ、一方で平成20年6月に実施したアンケート調査の中で、その調査というものは平成19年度に行った状況についての御意見を20年度になってからお聞きしたんですけれども、やはり最初に入るにはロットが大き過ぎるという御意見も強かったものですから、そういう努力を、ロットを小さくすることにもいたしました。

ただし、そういうものが軌道に乗ってくれば、おっしゃったように、いろいろロットについても考えていくという要素はあると思っております。

また、御指摘のとおり、複数年にすることによっての民間会社のメリットもある。これもアンケート結果に出ておりますし、我々もそういうことも含めて、このテストに臨んでいきたいというふうに考えております。

それから、1 ページのところに、確かに 23 年度は書いておりませんでした、当然、23 年度からに向けて検討していくということでございます。

参入要件の話でございますけれども、これはかなり拡大してきておりまして、先ほども 1 つの業務の例で申し上げましたけれども、1,500 社というような事例を申し上げました。こういう努力はしております。

ただし、単に 1,500 社いるということだけではなくて、ほかのところであるかどうかということについては、この公物管理分科会、あるいは審査する委員会の御意見も聞きながら考えていきたいというふうに思っております。

○片山主査 よろしいですか。

○逢見副主査 はい。

○片山主査 井熊さん、いいですか。

○井熊専門委員 はい。

○片山主査 私の方から質問したいんですけども、資料 2 の 2 ページの一番下に入札契約状況があつて、平成 21 年度は 40%という説明がありましたね。これは、民間というのは何社ですか。

○横山課長 済みません、今、手元に持っておりません。申し訳ございません。

507 件取つてはいるんですけども、それが何社で取っているかということでございますね。

○片山主査 そこがむしろ関心があるんです。そこが 1 社とか 2 社とかというのだったら、何か変だということになるでしょう。それは開かれていないということですね。それで書かれていないのは何か意味があるのかなと思って、私、さっき伺っていたんです。

○横山課長 データはございますので、確認をします。

○片山主査 例えば、どんな会社か。それも聞かせていただければと思います。

○横山課長 会社は、普通のといいますか、土木コンサルタント業務をしているような会社でございます。

○片山主査 ただ、それも私の経験から言いますと、非常に天下りが多くて、インサイダーのコンサルタントはありますね。何とか研究所とか、そういうところばかりだったら、何のことはない、結局同じではないかということになるんです。インサイダーが少し枠が広がったぐらいで。ですから、是非、これはどの会社がどれぐらい取っているかというのも資料として出してください。

○野村課長 若干補足しますけれども、この業務は基本的に事務所単位で発注する業務が非常に大きくて、仕事柄も非常に地域的な、ある事務所の管内とか、あるいは事務所の発注案件とかということになりますので、基本的には地域の企業さんが大体参入される。勿論、大手と呼ばれるところが入っている事例もあるかと思いますが、ただ、恐縮ながら、まだ定量的に答えがありませんので、今、おっしゃった観点からは、そういったものは調べようと思えばできると思います。

○片山主査 何でこんなことを言うかといいますと、さっきから 1,500 社になったというのは蓋然

性の問題であって、1,500 社の可能性はあるけれども、だれも参入できませんでしたという、それはやった意味がないわけですね。まるっきり意味がないとは言えないけれども、実態としては意味がないですね。それで、実際にどこまで開かれたかというのは、だれがどれくらい取ったかというのは私などは関心があるので、そこが一番重要なデータだと思うんです。それを是非お願いしたいということです。

どうぞ。

○逢見副主査 資料で、関連公益法人で北海道と沖縄についてのデータがないということは、北海道と沖縄はそれぞれ経緯があって、今、国土交通省が全部所管しているわけですね。ですから、そういった点についても、河川、道路等の維持管理業務はどうなっているのかというデータは示していただきたいと思います。

○山西参事官 すみません、その点に関しましては、北海道、沖縄、それぞれの担当している省も違うという問題がありますけれども、また別の機会に説明ができるようには国土交通省さんと一緒にやっていきたいと思います。よろしくお願いします。

○片山主査 どうぞ。

○井熊専門委員 これから、こういったところの改革を進めていくに当たって、まず、数値的な目標を是非入れていただきたいと思います。例えば、発注者支援業務であればいつまでに何%移転するとか、公物管理業務であれば何%が民間になるようにするとか、あるいは発注件数は何年かけて何%ぐらいにするとかというような定量目標を是非掲げてほしいと思います。

もう一つは、特に全体として額が大きい発注者支援業務が比較的成績を上げていて、既に半分近くが民間に移転しているとなりますと、この関連公益法人というものはかなり収入がダウンするのではないかと考えておりまして、そういった意味で、こちらの方の民間化というものも遅れれば、それだけどこかで負債が多くなったりするかもしれませんし、あるいは統合が必要であるとかというような、民間に移転すれば当然、こちらの方の改革は不可避になると思うので、やはり、それも目標の中に入れないと整合性が取れなくなるのではないかと思います。

○片山主査 何かコメントはありますか。

○野村課長 今、御指摘の関連公益法人の受注が減っていくだろう。それで当然、経営の改革といったものを、目標を持ってやっていく。まさにおっしゃるとおりだと思います。数字を見ましても、平成 21 年度、これは上半期の契約でありますけれども、比較的、この仕事は上半期、年度の頭に出るものが多いので、かなりのシェアが既に出ているという数字と受け取っていただいて結構ですけれども、ただ、若干補正の関係もあるものですから、これは 22 年度にかけると、相当、また落ちていくとは私どもも思っております。今、御指摘の観点はまさにおっしゃるとおり、不可避の視点かと思って、私どもも取り組んでいきたいと思っています。

○片山主査 どうぞ。

○逢見副主査 論点の 3 ですが、1,000 件を超える業務を、これから実施要項を策定していく中でどうやって束ねていくのかというものがあるかと思うんですが、業務ごとにくくっていくのか、あるいは地方整備局ごとにくくっていくのかという考え方が示されておりますけれども、これをくく

って9になるんですか。発注者支援業務が3つになるとして、この対象業務を一定のくくりでそこで実施要項をつくっていくという方向が議論しやすいのではないかと私は思っているんですが、そういう形の実施要項策定は大体可能なものなのでしょうか。

○横山課長 今、おっしゃっていただいたように考えておりまして、現在、東北から九州までということでお示ししてあるわけですが、それぞれ統一といいますか、やり方を大体そろえてきております。勿論、地域の事情によって細部は違うケースもあると思いますけれども、基本的には全国同じ応募要件とか、地区ごとの出し方を同じ様にしておりますので、業務ごとに実施要項といいますか、御議論をいただいて、1,000件全部かけるというよりは、あるひな型といいますか、基本的な例について議論をいただいて、それを全国で同じように実施していくというやり方を、今、イメージしております。これについては、具体的にはまた、これから御意見を承りながらしていきたいと思います。

○片山主査 それでは、政務官、どうぞ。

○田村大臣政務官 いただいた資料の7ページ目の発注者支援業務について「事業規模が著しく変動する場合においては」と書いてありますけれども、つまり、そういう場合はかなりあるものなのでしょうか。

○細見課長 例えば河川系の事業で申し上げますと、災害が起きましたら、そういった形で激特事業とか、期限を切って集中投資して再度災害の防止をする場合があるんですけれども、そういう場合は全国、いつ、どこで起こるかかわからないという性格の事業でございますので、ここに書かれているような変動するというものが、ある意味、災害が本当に常態化しているというような事業ということになります。

○田村大臣政務官 常態化していたら、それは変動ではないのではないですか。

○細見課長 ですから、どこで起こるかかわからないので、そういう事業なんですということでございます。

○片山主査 どうぞ。

○井熊専門委員 どこで起こるかかわからないから全部分割発注していても、いつまで経ってもロットとしてまとまらないわけですから、何か単価契約的なことをやるとか、イギリスなどでも変動オプションなどを入れてやる契約なども進んでいるわけですから、そういうような変動に対して対応できるような契約方式をして、もう少しロットを上げていくというような考え方もできるのではないかと思います。

○細見課長 全国のロットということになれば、それはそうかもしれませんけれども、地域がばらばらで災害が起こりますので、ロットというものは、やはりその地域のところで、ある意味では、こういったものは、先ほど契約の話が出ましたが、地域ごとに対応しているというのが現実には合った今までの対応形態でございますので、そういった形でやるのが妥当な形だろうと考えています。

○横山課長 少し補足いたします。災害ということもございますし、それから、実際の業務は地域ごとに、例えば工事でしたら、監督がその現場に行かなければいけないとか、それから、積算でも

資料を見てやらなければいけない、事務所で打ち合わせをしなければいけないということなので、東京で1本出すというわけにはいかなくて、やはり地域地域になっていく。その地域地域というのは、県単位よりも少し小さいような感じで、現場の事務所というものがございますから、現在の事務所単位で工事を出しているということになりますから、やっていただくコンサルも、さっきお話がありましたように、地元のコンサルタントが中心になっていると思われます。

そういうことがありますので、エリアが狭くなれば狭くなるほど、さっきのようないろいろな災害とか、予算が増えるとか減るといような別の要素もありますけれども、そういうことによって影響を受けてくるということになるので、全部単年度でやらなければいけないかどうかはあるかもわかりませんが、一方で全部複数年にしまってしまうのも、エリアが狭くなると非常に変動要素が出てくるという可能性があるので、その辺を少し考えなければいけないというふうには思っております。

○片山主査 その辺は応用問題かもしれませんね。

ほかにありますか。

どうぞ。

○逢見副主査 あと、事後チェックについても当委員会としては強い関心がございます。結果的に一者応札になってはいけないということで、第三者委員会等も入れてきちんとした入札の結果が、きちんと競争性が保たれたかどうかということを検証していく必要があると思っておりますが、国土交通省としては、この事後チェックについてどのように考えておりますでしょうか。

○横山課長 今回の公共サービス改革法の実施プロセスの中で、事業結果の評価、そして、その後の在り方の検討という部分があるというふうに聞いておりますので、その中で考えていきたいと思っています。具体的にどういうふうに進めていくかについては、今後また相談していきたいと存じます。

○片山主査 私から伺いたいことがあるんですけども、さっき、どなたかが言われていた、業務の中には、民間に出しても、行政と一体的にやる面がありますね。それで、今までは特定の公益法人と一体化してやられていたから、そこにいろんな業務遂行のノウハウとか経験を蓄積していたと思うんです。それで、今度はこれがそうでなくて開放された場合には数年単位で変わっていくとかという可能性がありますね。それで、ほかの業務分野でも随分出ているんですけども、やはり行政なり、その周辺に取っておかなければいけないような人材育成とか、それから、経験とかノウハウとか、そういうものが空洞化している面がほかの分野でもかなりあるんです。

そういうものはないですか。今まで公益法人と一体化してやってきたけれども、これがばらばらになったときに少し困るとかという面は、細分化していったら、この中にないですか。例えば、道路の許認可の審査などというものは全く大丈夫なんですか。

○村山室長 そういった側面があるとも思われますけれども、一方で行政を遂行するために、大きな流れとしてこういう格好でやっていくということでございますから、実際、そこを民間の方に移転したときに、ある程度、行政側でそういったノウハウを例えば研修するとか、そういったことを併せてやっていくということはあるかと思います。

まだ、例えば具体的にそういった民間の方に対する研修とか、そういったものがあるわけではございませんけれども、多分、そういうことをやっていく中ではおっしゃられたような観点も検討しなければならないと思います。

○片山主査 私などは、自分の経験で指定管理者制度を利用して随分外部に業務を出したんですけれども、そのときに、仕分けをするときに多少、手元にリザーブしたものもあるんです。今までは、密着した財団法人ですから全部やってもらっていたんですけれども、それが指定管理者に出すときには一部、行政で内部化したものもあるんです。多分、そういうものは以前に仕分けされているんだろうと思いますけれども、やってみられて、これはまずいというものが何かあったら、それは率直に言われたらいいと思うんです。

それでは、よろしいでしょうか。

政務官、コメントはありますでしょうか。よろしいですか。

○田村大臣政務官 はい。

○片山主査 それでは、予定の時間を少しオーバーしましたけれども、これで質疑応答を終えたいと思います。

ありがとうございました。

(国土交通省道路局・河川局関係者退室)

(国土交通省都市・地域整備局関係者入室)

○片山主査 それでは、次の議題であります国営公園の維持管理業務について御審議をいただきたいと思います。

国土交通省からは、加藤都市・地域整備局長にお越しいただいておりますので、よろしくお願いいたします。

最初に、公共サービス改革推進室の方から業務の概要、それから、議論のポイントなどについて説明をしてください。

○山西参事官 それでは、お手元の資料3により、公共サービス改革推進室の方から説明させていただきます。

国営公園のうち、イ号公園は、一の都府県の区域を超える広域の見地から国が設置する都市公園。そして、ロ号公園は、国家的記念事業として、または文化的資産の保存・活用の目的のために設置する都市公園というものがございまして、全部で全国に17か所あるということで、4. がその一覧でございます。

おめくりいただきまして、2ページが分布図でございます。

そういう中で、これまでの現状が3ページでございますけれども、17あるうちの滝野すずらん丘陵公園、そして、新しくできました国営東京臨海広域防災公園につきましては3年間の契約ということで、公共サービス改革法に基づく民間競争入札を実施しているところでございます。

あと「8. 入札方式・入札結果の経緯」でございますけれども、イ号公園については、これも今まで、いろんな改革を国土交通省の方でやられておりまして、そういう中で、平成22年度の段階といたしましては、10の公園が企画競争、そして、先ほど説明した2つが民間競争入札という形に

なっています。

一方で、国家的事業等のロ号公園につきましては、もともと随意契約であったものが企画競争になって、今はすべて公益法人が受託しているという状況になっているということでございます。

4 ページ目になりますけれども「9. 現在の契約状況」を見ますと、2つの公園は、今、公共サービス改革法に基づく契約をやっているわけですが、それ以外のものになりますと、平成 22 年 6 月から平成 25 年 3 月までの契約。ロ号公園の方は、平成 21 年 4 月から平成 24 年 3 月までの契約ということになっております。

そういう中で、昨年 11 月の行政刷新会議においても、価格も含めた入札にするべきではないかというコメントが寄せられたということでございます。

一応「11. 議論のポイント」として整理させていただきましたものは2つございます。

(1) が、やはり価格も含めた入札にするという観点からいたしますと、先ほどの契約が切れるイ号公園については平成 25 年 4 月から、ロ号公園については平成 24 年 4 月からの公共サービス改革法に基づく民間競争入札が可能ではないかというふうに考えているということでございます。

(2) といたしましては、これまで新しい法律に基づく民間競争入札を2つの公園についてやっておりますけれども、そこでもかなり入札監理小委員会の方で議論をさせていただいたということがございます。その中で最近、国営東京臨海広域防災公園につきましては入札の結果も出たと聞いておりますけれども、やはり多数の民間事業者が実際に参入する形にするためには個別の実施要項の審議が必要なのではないか。これが2つ目の点でございます。

公共サービス改革推進室からの説明は、以上のとおりでございます。

○片山主査 ありがとうございます。

それでは、以上の内容につきまして、国土交通省の方から御説明をお願いします。説明時間は全部で 10 分程度をお願いします。

○加藤局長 それでは、御説明させていただきます。資料を用意させていただいておりますが「国営公園維持管理業務における民間競争入札への対応方針」というものをお開きいただきたいと思います。

まず 1 ページ目につきましては、ただいま事務局の方からお話ございましたとおり、国営公園事業の概要を一覧の形で掲載させていただいております。これについては割愛させていただきたいと思います。

2 ページでございますが、これも事務局から御紹介いただきましたが、現在、公共サービス改革法に基づきまして民間競争入札を実施している2公園、東京臨海、滝野すずらんにおきます試行結果を踏まえまして、すべての国営公園の維持管理業務につきまして、次期契約更新時から公共サービス改革法に基づきます民間競争入札（総合評価方式一般競争入札）の導入を目指したいと考えております。

これも先ほど、複数年で契約しているというお話を事務局の方からしていただきましたが、イ号公園の 12 公園につきましては導入時期が平成 25 年 4 月からになると思います。それで、ロ号公園につきましては平成 24 年 4 月から導入をしたい。そういう方向でいろいろ準備を進めたいとい

うふうに考えております。

3 ページをお開きいただきたいと思います。これも概略については事務局の方からお話があったとおりでございますが、これまで国営公園の維持管理業務につきましては、国の管理組織を増やさないために、まず昭和 49 年、これが最初でございますが、国営武蔵丘陵森林公園の一部開園に当たりまして、国営公園の管理を行うための専門組織といたしまして財団法人公園緑地管理財団を設立いたしまして、特命随契により業務を行ってきたという経緯がございます。

私どもとしては、いろいろ、この契約の在り方については随時見直しをしてきてございまして、ここに掲げさせていただいておりますように、平成 19 年にはイ号公園について契約期間を単年度から 3 か年契約に切り換えて「公募」方式で実施してまいりました。また、ロ号公園につきましても、これは平成 21 年でございますが、右側に「企画競争」と書いてございますが、これも国庫債務負担行為の措置によりまして 3 か年契約を締結いたしまして、ロ号公園で企画競争を導入してきてまいりました。

その後、平成 22 年に、今、申し上げました 2 公園で公共サービス改革基本方針の改定の閣議決定を受けまして、民間競争入札の手続によりまして、総合評価方式一般競争入札をイ号公園、滝野すずらんと東京臨海で行ってきたというところでございます。

なお、イ号公園の残りの 10 公園でございますが、これについては企画競争で現在実施中でございます。

3 ページの一番下を書いてございますように、昨年末の行政刷新会議で「入札の見直しの余地がかなりある」といったような御意見をいただきまして、私どもとしては、今後はイ号、ロ号を問わず、すべての公園において総合評価方式一般競争入札を導入していくということで準備を進めていきたいというふうに考えております。

4 ページ目をお開きいただきたいと思いますが、これは先発いたしまして行いました東京臨海と滝野すずらの状況について御報告させていただくものでございます。

この 2 つの公園とも、いろいろ御審議をいただきまして、実施要項をまとめて、それに基づいて具体の手続に入ってきたところであります。入札参加資格とか、質の設定とか、リスク分担等々、いろんな観点から御審議をいただいて、準備を進めて、入札手続を進めてきているというところでございます。

左側の東京臨海の方が、先に申し上げますと、平成 21 年 9 月 28 日に入札公告をいたしまして、平成 22 年 1 月 22 日に落札予定者が決定いたしましたところでございます。

一方、滝野すずらんについては右側でございますが、平成 21 年 10 月 8 日に入札公告を行いまして、平成 22 年 2 月 3 日に落札予定者が決定するという運びになってございます。したがって、現在、入札手続中でございますので、詳細は御紹介することはできませんけれども、経緯としては、今、こういう手続状況になっているということでございます。

次に、5 ページをお開きいただきたいと思います。落札予定者が決定いたしました国営東京臨海広域防災公園についての状況でございます。

そこに書いてございますように、平成 21 年 10 月 28 日に 9 者から入札競争の参加意思表示がご

ざいまして、競争参加資格確認資料等を提出いただいております。

その後、12月11日に9者のうち6者が企画書を提出していただきまして、平成22年1月22日にそのうちの5者が入札に参加していただいたということでございます。

下の箱に書いてございますように、具体の参加者の構成メンバーは、造園会社と展示企画運営会社のJVやC共同体のように、造園会社とビルメンテナンス会社と広告代理店といった組み合わせのJVなど、さまざまでございます。

その結果、技術点と価格点の総合評価によりまして、A共同体、これは西武造園とNHKアート共同体が特定されたということになってございます。

なお、この東京臨海でございますが、これは参加者も比較的たくさん応募していただいたと思いますが、これは新規に開園する公園だったということと、首都圏に存在すること、それと、規模も小さく、6.7haぐらいということで、特に多くの参加者があったのではないかというふうに理解をしております。

最後の6ページでございますが、真ん中に書いてございますように、今後、すべての国営公園で民間競争入札の導入を目指すということで考えたいと思っておりますが、一番下の箱でございますけれども、その際に3つの大きな課題があるのではないかと考えております。

一番上の○は、これまで私ども、なかなか管理体制が十分でないということで、なかなか体制が整わないので難しい面があるというふうに申し上げてきたところでございますけれども、これについては、この管理体制が十分でない公園においても、成果目標の達成状況とか、目標達成のために実施いたしました施工数量実績等々を適正に管理可能となるように、業務の履行確認手法などを確立することが必要だと考えておりまして、これができるようにということで、来年度、平成22年度の予算におきまして、質の設定とか、チェック表をどうするかとか、管理の方法をどうするかとか、そういうことをあらかじめ検討しておくということから、検討補助業務の予算措置を認めていただいたところです。したがって、こういう準備作業を早急に進めて、円滑な移行ができるようにしたいというふうに考えております。

2つ目でございますが、これまで「市場化テスト」の対象とされてこなかったロ号公園、これまではどちらかといいますとイ号公園が中心に議論されておりましたが、ロ号公園についても、今回、公共サービス改革法に基づく民間競争入札を導入するということを考えておりますので、その際には特にロ号公園の特質に応じた適正な管理がなされるように必要な検討を事前に講じておく必要があるだろうというふうに考えております。

したがいまして、来年度、管理すべき質の設定とか、管理水準の仕様の詳細化とか、技術提案の求め方、あるいは業務実施状況の評価方法などについて検討を来年度には完了させて、23年度に行うこととなります、24年度からのロ号公園の契約手続に間に合うようにしていきたいというふうに考えております。

先ほど申し上げましたように、これについても予算が認められていますので、22年度中には準備のための検討を完了して、24年度からに備えていきたいというふうに考えております。

最後の○でございますが、これについては実施要項（案）の審議の効率化を是非お願いできない

だろうかということでございますが、今年度、滝野すずらんとう東京臨海の2公園の実施要項（案）をそれぞれ御審議いただきまして、多様な内容の包括的な業務という公園管理の特性から膨大な資料を提出させていただいて、いろいろ御審議をしていただきました。

また、公園によって発注機関が異なりまして、関係者が多岐にわたるといったこともございます。そういうこともいろいろございますので、できれば今後、限られた時間で御審議を行っていただくということになるわけでございますが、例えばポイントとなる審議項目について、全公園分を一括で御審議いただくなど、審議の効率化とかスケジュール調整等については是非御配慮をお願いしたい。それを受けて円滑な移行に結び付けていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○片山主査 どうもありがとうございました。

それでは、御質問・御意見のある方はお願いします。

どうぞ。

○逢見副主査 国営公園の維持管理については、既に2か所が「市場化テスト」に入っているわけで、私も実施要項の審議に関わりましたが、率直に言って、今までなぜ、これがこんなに時間がかかったのか。もっと早くできたのではないかと思うぐらい「市場化テスト」にはなじみやすいものだったのではないかと思います。

それで今回、すべての国営公園で民間競争入札の導入を目指すということで、方向性はこれでもいいと思いますけれども、結局、これまで特定の財団が独占的に随契で受注してきたというのがあって、最近になって少し見直しを始めましたけれども、企画競争入札にしても、価格性がないことに加えて、企画競争ですと、結局、これまでやってきたところが独占的な情報を持っていますし、ノウハウもあるために、それで企画競争をやると、結局、そこが落札してしまう。実質、競争性が担保されていないという批判もあって、行政刷新会議等でも指摘されたのではないかと思います。

そういう意味では、きちんとした質の設定、情報の開示、そして、参入要件を厳しくしないで、できるだけ多くの民間事業者が参加する。しかし、質は維持できるという実施要項をつくっていく必要があると思います。

実施に向けた課題を3つほど挙げておりますが、最初の管理専任組織がない公園事務所。これは以前、この公物管理分科会でヒアリングをして、我々もびっくりしたんですけれども、要するに管理を含めて丸投げだったということであって、それで、管理に関する検討予算を平成22年度に措置したということなので、ようやく正常な、本来、国営公園で、国が管理しなければいけないものなんですから、やはり管理業務はきちんとやった上で、しかし、実際の運営は民間のノウハウを生かしてやってもらうという方向に、ようやく当たり前のことが動き出したということなので、これは課題というよりは当然のこととしてしっかり管理についてやってもらいたい。

それから、ロ号公園の問題についても、過去の公物管理の中でも随分、ロ号公園は難しいんだということを言われていましたけれども、要はその公園が持っているミッションが何なのかということで、歴史的な文化財を持っているということであれば、そのことがきちんと実施要項に書かれて、

それを維持管理するための要求水準がどうなのかということが示されれば、それに対して適切な資質を持ったところが応札できる。そこが暗黙知になってしまって、特定の財団がずっとやっていて、何がミッションなのかがよくわからなくなっているということもあると思いますので、これを機会にきちんとした設定をするようにお願いしたいと思います。

3番目の効率化は、今後の審議の中でどういうくくり方がいいのかを検討しながら、多分、一個一個ばらばらでやらなくてもできるくくり方があると思いますので、そういうことで、我々としては、これは遅きに失したということで、これからはピッチを早めて対応を進めていく必要があると思っています。

○片山主査 どうぞ。

○井熊専門委員 今、こういう形で積極的に「市場化テスト」に供するという一方で、それは大変素晴らしいことではないかと思いますが、そうした場合に民間のマーケットをいかに正常なものにしていくのかということが大変重要であると思いますが、その意味で、5ページにあります、この入札自体は5者が入札していますので、これ自体は私は成功だと思いますが、9者で、なぜ3者が提出しなかったのか。それで、6者が提出したうちの1者がなぜ辞退したのかというようなところの分析がどうされているか。それから、その後の今後の反映です。

もう一つは、東京と北海道という、ある意味、両極でやられたというところもあるんですが、そういう地域による競争性の差というものがやはりやなしや。それで、あった場合にはどう対処されるのかというようなところの問題があります。

あと、総合評価にしていく場合に、特に国の事業ということで除算方式という、価格の感度が高い方法をとるとなると、競争性に影響が出るかもしれない。

その3点で、もし分析しているような部分があればお聞かせいただきたいと思います。

○小林課長 まず入札結果でございますが、まだ 22 日に出たばかりでございますので、それから、冒頭に局長からも申し上げましたとおり、北海道の結果が2月初めに出るというようなことで、特に北海道については、既存の組織を管理体制に移行できるところで新しい競争を導入するという例なものですから、この両方を少し分析して、この市場化テストのシステムの中でもフォローアップというものは、入札して終わりということではなくて、結果をきちっと分析するということがプロセスに入っておりますので、もう少しお時間をいただいて、そこは分析していきたいと思っております。

それから、最後にお話のありました評価の仕方でございますが、今回の入札につきましては財務省とも協議をさせていただきまして、一応、加算方式ということで価格と品質、両方を見るという形にしております。先般の2公園の審議の中でも、安かろう、悪かろうということではいかぬというような御指摘もいただいておりますし、また、ダンピングに対する対応というようなことでの課題もいただいております。そこも含めて今回の入札結果の分析をしまして、今後の方向ということで、まずは2公園のフォローアップ。それから、今後の公園の審議につないでいくというような形で対応させていただきたいと思っております。

○片山主査 いかがでしょうか。

どうぞ。

○井熊専門委員 もう一つ、これは国土交通省さんのお仕事かどうか、私はよくわからないんですけども、このほかにも都道府県の公園とかそういうことがいっぱいあって、先ほど来言っていますように、こうやって民間にアウトソーシングしていく場合にはマーケットを健全にしていくということが非常に重要であるというようなことを考えますと、やはり、こういう国土交通省さんの方でいいモデルをつくっていただいて、これは政治の方をお願いすることかもしれませんが、都道府県の方を巻き込んで、こういう分野での事業者が育つようなことを、国の動きを発端としてできていけば非常にいいかなというふうに思っております。

○小林課長 公共団体の公園についても、現在、指定管理者制度がかなり広がってきておりまして、勿論、従来からやっていた関係の法人が指定管理者になる例もありますが、最近、民間のちょうど東京臨海で応札したようないろいろな異業種のコンソーシアムというような形の指定管理者の事例が出てきております。

実際、今回、応札してきました共同体の中にも、公共団体の公園の管理を実際に既にやっている者があり、今度取りましたところなども埼玉県の事例をやっているようでございますので、そういう意味で、相互にマーケット育成という方向では動くと思っております。

ただ、国営公園ほどの規模の公園というものは公共団体にはないものですから、そういう意味で言いますと、やはり直轄が先頭を切ってということにはなと思います。そんな状況でございます。

○片山主査 よろしいですか。

こういう形でアウトソースをしたときに、国側の管理中枢機能といいますか、それはどこで行われるんですか。整備局ですか。

○加藤局長 整備局でございます。

○片山主査 その体制が整うということをさっきおっしゃったんですか。

○加藤局長 それは数少ない職員しかおりませんので、例えば要項をつくったりなど、いろんな作業が要りますので、できれば概成したところから導入していきたいと、これまでも一生懸命主張していたところなんです、その準備作業を来年度の予算で検討補助業務ということで予算が取れましたものですから、少ない人数でありますけれども、外注化することによって、助けてもらうことによって、準備を整えようということで努力をさせていただきたいということでございます。

○小林課長 そのための新たな組織をつくるという状況にないものですから、組織の予算措置ができたということでは全然ありませんので、組織は今までのままの非常に細々としたもので、どうやっていくかということを検討してしのいでいこうということでございます。

○片山主査 いかがでしょうか。何かありますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、もう時間も来ましたので、国土交通省の国営公園の維持管理業務に関するヒアリングを終了したいと思います。

どうもありがとうございました。御苦勞様でした。

(国土交通省都市・地域整備局関係者退室)

(林野庁関係者入室)

○片山主査 それでは、次の議題であります国有林の間伐業務について審議をいただきたいと思います。

林野庁からは、島田林野庁長官にお越しいただいております。よろしくお願いいたします。

最初に、公共サービス改革推進室の方から業務の概要と議論のポイントについて説明をしてください。

○山西参事官 それでは、お手元の資料5に基づきまして、公共サービス改革推進室の方から議論のポイントを説明させていただきたいと思います。

1 ページ目が全体の状況でございます。昭和30年代から40年代に植林した樹木が、今後資源として本格的な利用が可能となる中で、いかに効率的な作業システムを策定するのかということが課題となっている。

その中で、間伐業務の発注状況というものが広がってきているということ。

そして、国有林の面積及び分布状況は図のとおりでございます。

次の2ページ目でございますけれども、年間200億円程度の年間のサービス規模となっております。その中で、現在は一般競争入札の最低価格落札方式によって行われているという中で、6. となりますけれども、今後の見直しの方向性といたしましては、簡単な図になっておりまして、今まではA～Eという小さなエリアごとで低価格方式の入札をやっていた。それを、変更後は一括して中長期的な観点から計画を立てて、また、効率化を図るということを林野庁がお考えになっていると聞いております。

そういう中で、3ページ目で「7. 議論のポイント」として記述させていただいたものが3つございます。

1 点目は、狭い地域での単年度入札を繰り返して間伐業務を行う現状では、中長期的な林業事業者の育成や森林資源の保護ができないのではないか。

2 点目として、山林資源を保護し、中山間地域の産業を育成するためにも、広範囲な地域において複数年度契約を行う入札方式に変更するべきではないか。

3 点目でございますけれども、まだ具体的なスケジュールが見えないものですから、導入の仕方といたしましては、平成23年度からの全面的導入を行うべきではないかということを論点で記述させていただいております。

以上でございます。

○片山主査 ありがとうございます。

それでは、以上の内容につきまして、林野庁の方から御説明をお願いします。できれば説明は10分程度で収めていただければと思います。

○島田長官 林野庁長官の島田でございます。よろしくお願いいたします。資料6で御説明をさせていただきます。

一昨年10月の官民競争入札等監理委員会でのヒアリングを受けまして、農林水産省としても公共サービス見直し案を作成し公表させていただいております。民間競争入札として、間伐と路網等

について検討することとしているところでございます。

それでは、内容について説明をさせていただきたいと思います。

まず、1 ページをごらんいただきたいと思います。国有林については我が国の森林の約 3 割を占めておりまして、その多くが奥地の急峻な山岳地域にございます。良質な水の供給とか、国土保全、それから、生物多様性の保全などについての重要な役割を發揮していると考えております。

国有林の人工林については、このグラフにございますように、多くが間伐対象林分というふうになってきています。間伐が適切に実施された森林については公益的機能が十分に發揮されまして、また、京都議定書上の森林吸収源としてもカウントすることができます。このため、間伐の推進については民有林と同様に、国有林も、今、最も重要な課題の一つとして考えているところでございます。

2 ページをごらんいただきたいと思います。国有林における森林整備でございますけれども、その事業に関して御説明をさせていただきたいと思います。

主たる業務は植付け、下刈、間伐、そして、林道工事等でございます。地方公共団体とか地域住民等の皆さん方の意見を反映して、法令に基づく手続等を経て事業の計画をさせていただき、それに基づいて事業を実行しております。現在は予算単年度主義ということでございますので、先ほど御説明のありましたように、各年度ごとに一般競争入札によって発注をいたしております。

主たる受注者については、専ら人力で行われる作業が中心になる植栽、下刈は造林事業者。間伐と、その材の搬出に必要な作業路の整備については素材生産事業者。林道工事については建設事業者というような状況になっております。この中で最も重要で、また事業量の多いものが間伐の事業でございます。

続いて 3 ページでございますけれども、ここには昨年 12 月、国内林業の競争力をアップしまして、我が国の森林・林業を早急に再生するという目的のために作成された「森林・林業再生プラン」を示させていただいております。

この中でも主要な項目にございますように、低コストで崩れにくい作業道を主体とした条件整備を加速して、効率的な間伐の作業システムの構築・普及・定着というものが国有林と同様に民有林にも重要な課題となっているということで示させていただいています。

今回の国有林での取組みについては、民有林への技術的なサポートとして活用できるというふうにも私どもは考えているところでございます。

次の 4 ページをごらんいただければ、これは空中写真で、日本とドイツとオーストリアの路網の状況を整理させていただいておりますけれども、日本はごらんいただけますように、幹線的な路網はずっと入っているんですけれども、これらをつなぐ高密度な作業路網の整備が不十分というような状況になっております。こういうような路網の整備の状況の中で、間伐の効率性がやはりオーストリア、ドイツ、両国と比べても低くなっているところでございます。こうしたことから、再生プランにおいても間伐を進めるための効率的な作業路網の加速化が本当に重要な課題として考えているところでございます。

次に 5 ページをごらんいただきたいと思います。今回導入しようとしております国有林におけ

る民間競争入札の考え方でございます。

間伐につきまして複数年契約を導入し、効率的な路網整備・生産性の高い間伐を実践してまいりたいと考えております。

具体的には、一定以上のまとまりがある人工林の間伐と路網の整備を対象といたしまして、従来、左側にあるような、単年度で箇所ごとの発注をしていたものを、民間競争入札により複数年契約を導入したいと考えております。一括して3年を単位として複数年契約で発注する考えでございまして、民間事業者からは事業計画を提案してもらいまして、この審査結果等を反映した総合評価落札方式により落札者を決定していきたいと考えています。

現在の間伐の発注は、単年度で事業を完了できるような範囲に事業量で区域を切っておりますので、この範囲内で路網を設計・開設し、間伐を実行するということになっています。しかし、その区域を広くし、その中で開設という、今の限られたエリアでの開設という地形的制約から、区域を広くするということになると、作業箇所にもよりますけれども、広いエリアで合理的に路網を設計・開設できるために、例えばここに書いてあるように、あえて沢沿いに道を入れるような必要もなくなるというような場合もございますので、合理的な箇所を選んだ路網開設が可能になると思っています。

また、この路網も複数年、作業で続けて使うことになるために、受注される皆様方も、やはり新たに崩れにくい道を開設するというようなことのための工夫が加えられるということも私どもも期待できると思っています。

こうしたことから、複数年契約を導入すると、崩れにくく耐久性のある低コストな路網が開設されて、作業のしやすい、生産性も効率も上がる効率的な間伐が期待できることとなると考えております。

続いて6ページでございますけれども、これについては事務の流れをイメージさせていただいております。

現在は1年契約ですので、受注者からは路網の整備と間伐を同時にこなす形で完了させなければならないということになりまして、創意工夫を凝らすという余裕は余り出てこないという状況でございます。

これに対して導入後については、受注者は自らの技術提案に基づいて、例えば耐久性のある路網を先行して開設したり、無駄な待ち時間が発生しないような日々の労務配置を工夫するなど、効率的な間伐の実行が追求できるようになるというふうにして考えております。

最後に7ページでございますけれども、林野庁としては、民間競争入札による複数年契約の導入によりまして、受託者の長期的視点に立った創意工夫を引き出し、ここに書いてございますような効果が期待できると考えています。

発注者である国有林としては、生産性の向上、コスト縮減により、効率的な間伐が実行できるとともに、崩れにくくて低コストな路網整備が期待できると思っています。

また、こうした取組みの成果を示すことによって、集約化された間伐、それから、路網をきちっと整備することのメリットを民間の皆様方にもお示しすることができるのではないかと考えてお

ります。また、受注者にとっては、先ほど申し上げましたように、複数年度にわたって安定した受注量を確保できるというようなことで、雇用の安定等につながっていると思っています。

国有林では、こうした林政の最大課題でございます間伐事業と路網整備の推進に向けまして、既存林業事業体の技術力、また、実行力を見極めまして、こうしたやり方の効果の期待できる箇所を選定しまして、民間競争入札による複数年契約を導入したいと考えているところでございます。

既に候補地の検討に着手しているところでございますけれども、今後、更に必要な準備を進め、今年の秋には入札公告、23年度には事業の実行に進みたいということで考えているところでございます。

まず、具体的には全国に7つございます森林管理局で1か所程度は厳選をして候補地を選ばせまして、その後、効果・問題点等を把握して、24年度以降、更にその結果を踏まえて発注件数を拡大するというような対応をさせていただければと考えているところでございます。

私からの説明は、以上にさせていただきたいと思います。

○片山主査 先ほど、こちらから論点のポイントの説明がありましたけれども、これについて特に異論があるという御説明はありませんでしたが、それはそう受け取ってよろしいのでしょうか。そこを中心にやってくださいということでしたので、もしあるのなら、わかりやすく教えてください。

○島田長官 平成23年度から全面的にというふうな御指摘をいただいておりますけれども、この間伐を、例えば路網を集中的に整備できるとかそういう部分は、ある程度箇所がまとまっているところでないといふと効果がでないといふと我々は考えていますので、間伐の実行箇所も、例えば点在するような箇所は余りこういうような効果が発注で出ないと思っていますので、我々はやはり、これから事業の計画の部分で精査して、こうしたやり方を取っていくことが、効果が出るというところを選ばせていただいて、23年度に実行するという意味で、すべて実行しろという部分についてはなかなか難しいと考えているところです。

○片山主査 そういう論点ですね。いかがでしょうか。

どうぞ。

○井熊専門委員 これは、今まで比較的狭いエリアの方に広くやるということで、今、御説明があったように、いろいろ効果はあるんだろうと思うんですが、まず、事業者の方でどのくらい対応できるのかというような部分がありますので、そこら辺の、平成23年度はもう来年ですから、事業者の状況といいますか、どういう形でこういう広域的なところをカバーできる事業者がいるか、いないのか。いないとしたら、どういう形でコンソーシアム的なものを期待するのか。そこら辺のお話が1つ。

もう一つは、これはほかの分野でも起こっていることなんです、こういうやや計画的な部分が入るということで、今までこれを国がやっていたとすると、仮に受託をしたときに、仮にコンソーシアムを組んだとしても、民間が十分なノウハウを持っていない可能性はある。そうした場合に、ほかの分野でも、ここら辺のノウハウ移転を前提としていないがゆえに、公共側で少しストレスがあるようなケースがあったんですが、その辺を少し留意された方がいいかなと思います。

あと、こういうふうな林道をつくっていくようなことをやっていくと、実は最適な委託期間とい

うものは3年ではなくてもっと長いのではないかという感じがするんですが、そういうところの将来的な、3年にとどまるのか、もっと長いところまでやっていくのか。そこら辺のお話も少し聞かせていただきたいと思います。

○島田長官 今、御指摘の事業者の問題は、やはり我々がこれを考えるときに大変大きな問題だと思っていました。

林業は毎年、事業が行われてくるので、ある程度、事業量をまとめて複数年契約という効果はあるのではないかと私どもも考えていて、こういうようなことを提案させていただいているんですけども、片山主査は鳥取で現地の状況を御存じだと思うんですが、やはり今の事業体の状況というものは、まだ零細な、機械化の装備も進んでいないような事業体もたくさんおられるんです。それをこういった体制に対応できるようにしていくということも本当に大きな課題の一つとなっていると思っていますし、一遍に全部導入すると、やはり事業量が非常に大きくなって、そのエリアから出てくる仕事は1つの業者に全部行ってしまうということになりますと、余り長い期間、同じ業者に全部仕事を持たせるという形になりますと、他の競争相手がいなくなるというようなおそれも実はございます。ですから、そうしますと、ここで我々の方がコストを下げ、競争をきちっと入れていくというようなことを念頭に置いている、そういう効果が出なくなる可能性もあるものですから、我々の方としてはとりあえず3年ぐらいなのかなと考えています。

今、国有林の事業計画というものは5年を1期に計画させていただいています。ですから、最大限の部分でいけば5年ということは考えられないわけではないんだと思いますけれども、その部分は本当に5年間というようなことをやったときの影響というような部分は、平成23年からこういうことで取り組ませていただいて、その効果とか、そういう影響をよく見させていただいた上で、更にどれだけ広げるのかという部分についてはまたよく私どもの方でも考えさせていただければと思っております。

○片山主査 どうぞ。

○逢見副主査 論点は、全面的な導入ができるのかどうかということだと思うんですが、今回「市場化テスト」をやることのメリットは、複数年発注にすることと、エリアを広げて、路網の整備などについて民間の創意工夫が発揮できる形をつくるということだと思うんです。

複数年にして、エリアを広げて、路網の整備等についての民間の創意工夫ということが出来る要件は、1つは事業者の、従来の規模の小さいところだけではなくて、どうやれば効率的に路網をつくってやれるかという企画力がある業者が参入できるかだと思います。こうした企画力のある業者は、従来発注していたものと別に存在するのではないかという気がします。今まで発注していた人たちがそのまま参加することだけではなくて、こういう企画力で勝負することになれば、実際に間伐作業をやるだけではなくて、そちらの方がむしろ勝負といいますか、競争の一番の肝になるわけです。

ですから、今までの発想の延長線上で、今までやってきた人たちを、受注していた人たちをイメージして難しそうだと考えるよりは、もっとこういうものをパブ・コメに出してみ、どのぐらい食いつきがあるかということをやったら、意外に手を挙げるところも出てくるのではない

かという思いがあるんですけれども、どうでしょうか。

○沼田部長 間伐とか作業路網をやる、いわゆる林業事業体と私どもは呼んでいるんですけれども、国有林関係で入ってきているものは、多分、関わっているものは 500 とか 600 から、札を入れただけで 1,000 ぐらいあるかなと思っているんですけれども、そういった事業者というものは、地域で見ますと、正直言ってかなり小さいものが多いです。それで、大きくて機械を装備して、機械力を持ってというような方はごく一部だろう。実態はそういうふうに思っています。

そういった業者の方といいますのは、実は国有林の方にも、少なくとも私どもが知る限りにおいて、かなり入って札を入れていらっしゃると思いますので、先生がおっしゃるような可能性は、今まで全く林業、木材生産に携わっていないところが新たに入ってくるかどうかという問題だろうと思っています。

それでは、どうなるかということになりますと、今、正直申し上げまして、私ども森林・林業の再生に取り組もうとしているわけですが、実態としては外部からの参入というものは、今の経済状況なり木材価格の状況ではなかなか難しい面が正直あるのではないかとと思っています。

少なくとも、それぞれの地域で林業事業体として存在されている方の中から強い、ある意味では行動力を持っている方。そういった人たちの育成をまず行って、大きくしていく、そういうものを手本に見せて、それから新たに、今、参入とかそういうところを考えていく必要があるのではないのかと思っています。

○片山主査 どうぞ。

○田村大臣政務官 先ほど長官が、全面的導入に対するお考えの中で、より効率的な線形での作業路網の開設というものは、余りエリアを広げてもそれほど効果がない場所もある、点在している。そういうところもあるのかもしれませんが、先ほど井熊専門委員から 5 年でどうかというお話に関していろいろあって、まずは 3 年でという、そこは理解できたんですけれども、仮に効率的な線形での作業路網というものが余り期待できないとしても、単年度を 3 年にすることはできるわけですね。それに関してのお考えはいかがですか。

○島田長官 単年度を 3 年にすることはできないことはないと思っていますけれども、我々はやはり、今回導入する部分は、例えば計画を。

○田村大臣政務官 もっと明確な話で言いますと、そういう面的な、エリアを拡大するメリットが仮に全くないところでも 3 年にすることができる。そうしたら、別に全部やってもいいような気がするんですけれども、それを全部やらずに単年度で残しておくというメリットは何ですか。

○島田長官 個別の点在している箇所というものは、大体 1 年ぐらいでその事業が終わってしまうんです。ですから、複数年で契約しなくても、もう事業が終わってしまうので、間伐ですと、一旦事業が終わると、次の事業は 10 年とか 15 年先になるものですから、そういうメリットは全くないかなと思っています。

ですから、我々はむしろ、事業が固まっているようなところで効率化ができるところを対象にさせていただきたいということで考えております。

○田村大臣政務官 それはそもそも、おっしゃったように、3 年も必要ないものは 1 年でも、要す

るに必要な年数によるということですね。要するに、より長期的にかかるものはみんなそうするというのは、別にこの全面的にというものの、決して1年で終わるものを3年でやれと言っているわけではないですね。ですから、そこはまさに必要な年数が1年だったら1年、2年だったら2年というのは当然の前提なのではないんですか。違いますか。何か補足があればお願いします。全面的というのはそういう意味ではないんですか。

○山西参事官　そうです。御指摘のとおり、全国のエリアについて、例えばどこに導入するのかとか、明確な計画をどうつくるかという話でございまして、すべてが複数年とか、そこは林野庁の考え方が明確になればよろしいのではないかと思います。

○田村大臣政務官　それでは、1年とか2年というものは当然そのままにして、3年以上かかるものに関してはすべて3年というのはどうですか。

○島田長官　先ほど、効果があるところは拡大していくということを検討したいというお話をさせていただいた部分は、今、政務官がおっしゃられるように、ある程度まとまりがあって、今までそれを分割して何年かに分けて出しているようなところは、我々としてはこういう方向を考えていくというようなことで取り組みたいということでお話ししたと思っていただければと思います。

○田村大臣政務官　ですけれども、そもそも、済みません、私、中座してしまったので、もし途中で肝心の話をしていらっしゃったら申し訳ないんですけれども、徐々に拡大をしていくと最後におっしゃっていましたので、全部検討して、基本的には複数年を導入するというふうにはとても最初の御説明では聞こえなかったんですが、今、おっしゃったように、若干変わってきましたけれども、もう少しはつきりおっしゃってください。

それでは、少し質問を変えます。複数年でできるものでも、複数年にただけでは効果がないところはたくさんあるんですか。単年度と全く変わらないというものがあるんですか。少なくとも、面的なエリア拡大の効果がなくても、複数年にすればより長期的な視野でというものは素人的に見るとどこでもありそうな気がするんです。

○沼田部長　実は、私ども森林・林業再生に取り組んでいるので、基本的な考え方から行きますと、そういったものに取り組みたいと思っています。

ただ、現実の林業事業体の実態が、極論しますと、例えば1人、2人で作業をされている方もいますし、それから、平均の競争入札といいましても、札を入れる方が一者の場合もありますし、平均的に言いますと、せいぜい2つとか3つとかそういう状態で、私どもとしては競争性を確保しながらどうやっていくかという問題点が1つございます。

もう一つは、いわゆる小さいから事務的にもなかなか難しいからというものはあるんですが、札を入れるだけなら簡単なんですけれども、企画書をつくるということが現時点ではなかなか難しい業者さんもかなりいらっしゃいます。ですから、そういったレベルアップを図っていかなければいけない。それには若干、時間がかかるだろうと思っておりまして、そういった意味で私どもとしては、まず段階的にやっていきたいと思っておりますので、そういった過程を見ながら、その結果を十分分析しながら広げていきたいと考えているところでございます。

○片山主査　どうぞ。

○井熊専門委員 今、御説明があったように、多分、林業は相当、産業基盤が弱っているのです、いろいろ業者さんの力がないとかという問題もあると思うんですが、一方で、こういう林道などをつくるときに、地方の建設会社とかそういったものが新しいところに出てきているということがありますので、そういう人たちをいかに参加させるとかということも含めて、十分なマーケットの調査をした上で、今日のお話を聞いていますと、少し中長期的なロードマップみたいなものをきちんと明確にして、いつごろまでにはこういうことをちゃんと完成させる。初めはこういうような形で仕掛けていくみたいな、そういうようなイメージのものをつくられた方がいいのではないかと思います。

○片山主査 どうぞ。

○田村大臣政務官 済みません、私も素人なので余りわかりませんが、例えば今、部長がおっしゃったことも、まさに書いていらっしゃるように、その業者が1人でやっていらっしゃるところが2つしかないとか、複数年にすることによって業者の集約化の効果があるのではないかと。業界のそういうきっかけになったりするわけです。そういう効果もあるんでしょうし、それは徐々にといっても切りがないのではないかとこの気もします。

○沼田部長 説明が不十分だったかもしれないので申し訳ないんですけども、競争性の確保というものが、実を言うと私どもとしては、こういった入札契約をやるときは大前提に置いている部分がございます、結果として一者応札が多くなり過ぎると、そもそも競争性が全く存在しないのではないかとこのうに問われかねない部分もございますので、そこはいろんな会社がある意味で相互乗り入れできるような方向に誘導していかなければいけないとは思っています。

ですから、いきなりそれを今、全部やるということになると、今回の民間競争入札を、少なくともその地域で、まとまるか、まとまらないかは別にしても、札を入れる人は1つにしかならないというようなことになってしまいますので、少しドラスティック過ぎるかなと思います。ですから、少し段階的に考えさせていただきたいと思っているところでございます。

○片山主査 なかなか、私もよく理解できないんです。今、井熊専門委員がおっしゃったのは、既存の事業体以外の、建設業者などが入ってくる可能性を指摘されたので、そうしますと、むしろ新規参入があって、既存の事業体は窮地に陥るということが想定されるので、そうしますと、そういうことを配慮されているのかと私などは思ったんです。

どうぞ。

○沼田部長 そういうことではございませんで、林建共働というものは実は私どももいろいろ入ってやらせていただいている部分があるんですけども、かなり建設業者さんは入ってこようという意欲を持っておりますし、例えば岐阜などでは、来月になりますけれども、そういった建設業者が出資をして新たな会社をつくらうとか、そういった動きが出てきております。決してそういった動きを排除するのではなくて、そういったものも育てながらこういった事業を円滑にしていかなければいけないと思っています。

ですから、少し言い過ぎになるかもしれませんが、今、間伐などを行っている業者さんはかなり小規模というのが実態でございますので、これからどういう方向で育成していこうかという

ことになりますと、1つは既存の事業体が連携なり結合するやり方。資本力を大きくしていくやり方と、もう一つは異業種が入ってきて、その中と例えばJVみたいなものを組んでいくやり方があるかと思っています。

それで、将来はどうか。これは私の個人的な考えになるかもしれませんが、その地域のためには、結果的に言いますと、恐らく別の考え方を持った方、例えば建設業者さんで、昔は山をやっていたかもしれませんが、今は町場の仕事をやっている。そういった方々と一緒になってそういうものをやる。そういったところが幾つか出てくるということが、私は個人的にはいいんだろうというふうには思っております。

ただ、そうしたものを育成していく上での、そもそも、今、間伐をやっている業者さんを例えばすぐにつぶすとか、そういうわけにもいかないだろう。そういった技術なりノウハウというものを残しながら育成していく必要があるだろうと思っておりまして、そういった意味で、まずやってみて、その状況を分析して、更に拡充ということで考えていきたいと思っているところでございます。○片山主査 今の説明でしたら、急なショックを与えると問題が生じるので、しばらく時間をくれというのであれば、やはり何らかのロードマップをつくって、目標を決めて、それでやった方がいいと思います。そうしますと、いろんな事業体もそれをにらんで、自分がどういうふうに変わっていかねばいけないうことを自分で考えるでしょう。

やはり伺っていますと、お役所が、私たちがよしなにしてあげますからちゃんと待ってくださいということでは全く自立しないので、やはり自分で考えてもらうことが必要でしょう。そうしますと、客観的な目標とか成り行きが、ある程度、予見できるようにしてあげなければいけないので、やはりロードマップは必要だと思います。とりあえずやってみて、というようなやり方を役所はよくやるんですけれども、それは相手に予見性が全然できないんです。自治体に対してもそうなんです。総務省などはいつもそうなんです。やってみて、その後のことはまた考えてあげるからと言いますと、自治体はいつまで経ってもじっと待っているんです。それではいつまでたっても自主性つかないから、やはり相手がちゃんと自分で考えるという仕組みがいいと思います。

政務官が言われるように、ばんとやれば変わるだろうというのも一つの見識だと私は思いますし、それから、数年のロードマップをつくって、それを見ながら徐々に合わせていくというものもあるでしょうし、その辺は応用問題だと思います。

○島田長官 我々も合理的に、効率的に仕事はしていくという方向は御指摘いただいたような方向で考えていますので、やはり平成23年度から全面的にというのはなかなか難しいと思っていますけれども、民有林の方も実は集約化へ向けて、補助の体制とかそういうものを切り換えていくというようなことの御指示を私どもも政務三役からもいただいております。民間の方も今後3年を目途にして集約化施業を中心とした補助の体制へ持っていくというようなこともございますので、今、片山主査からもいただいたように、我々はこの部分を育成しながら、その技術を広めながら、どういうふうにして広めていくのかというロードマップの部分については、また検討させていただこうかと思っています。

○片山主査 よろしいですか。

それでは、予定の時間も過ぎましたので、林野庁の国有林の間伐業務に関するヒアリングを終了したいと思います。

林野庁の皆さん方、ありがとうございました。

(林野庁関係者退室)

○片山主査 本日の審議はすべて終了となりますが、最後に田村政務官から一言お願いいたします。

○田村大臣政務官 今日はお忙しいところ、委員の皆様、本当にどうもありがとうございました。事務局の皆さんも本当にお疲れ様でございました。

先ほど、始まる前に片山主査もおっしゃっておられましたけれども、前政権においてはこういう委員会とかいろいろありましたが、その場ではいい議論がなされても、結局、それがたなざらしにされて何も進まないということが多々ありましたので、そういうことに決してならないように、政務三役が必死に頑張るのは勿論のこと、行政刷新会議とも連動させていただきながら、今のところのスケジュールですと、今年の6月に公共サービス改革基本方針を出していくというのが一つの目途になりますので、それに向けて引き続き御協力をいただいて頑張ってもらいたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

今日はどうもありがとうございました。お疲れ様でした。

○片山主査 どうもありがとうございました。

事務局、何かありますか。

○山西参事官 各委員の皆様に対しましては、本日のコメントをまとめた議事要旨の公表方法等について、できるだけ早くメールでコメントをいただけるように手配したいと思います。

できれば、今日は無理でも、月曜日にはホームページに結果が報告できるようにしたいと思っておりますので、御協力よろしくをお願いいたします。

○片山主査 それでは、政務官、ありがとうございました。委員の皆さん方もありがとうございました。

本日の公物管理分科会は、これで終了したいと思います。ありがとうございました。